

救急医療の体制構築に係る指針（抄）

第1 救急医療の現状

2 救急医療の提供体制

救急医療の提供体制は、およそ以下のとおりになっている。

(1) 病院前救護活動

③ 搬送手段の多様化とその選択

従来の救急車に加えドクターカー、救急医療用ヘリコプター（ドクターへリ）*、
消防防災ヘリコプター等の活用が広まりつつある。

ヘリコプターによる救急搬送については、ドクターへリが10県で運用され年間4千件余りの出動件数を数え、消防防災ヘリコプターについても全国で70機が運用され、救急搬送のために年間2千5百件近く出動している。

現状では、救急搬送全体に占める航空機の利用はわずかであるが、今後は、緊急性が高くかつ適切な医療機関への搬送が長距離に及ぶ患者に対しては、ヘリコプター等の利用が期待される。

また、消防機関の救急救命士等が、メディカルコントロール体制のもとに適切な観察と判断等を行い、地域の特性と患者の重症度・緊急性に応じて搬送手段を選択し、適切な医療機関に直接搬送できる体制の整備が重要である。

※ 救急医療用ヘリコプター（ドクターへリ）について

救急医療用ヘリコプター（ドクターへリ）を用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性をかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図ることを目的に、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」が、平成19年6月27日に施行された。

都道府県が医療計画を策定するに当たって、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるとき又は変更するときには、下記事項について記載することが求められる。

- ・ 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項
- ・ 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院に関する事項
- ・ 関係者の連携に関する事項

(2) 救命救急医療機関（第三次救急医療機関）

③ アクセス時間を考慮した体制の整備

救急医療（特に、脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の救命救急医療）においては、アクセス時間（発症から医療機関で診療を受けるまでの時間）の長短が、患者の予後を左右する重要な因子の一つである。

従って、特に救命救急医療の整備に当たっては、どこで患者が発生したとしても一定のアクセス時間内に、適切な医療機関に到着できる体制を整備する必要がある。

なお、アクセス時間は、単に医療機関までの搬送時間ではなく、発症から適切な医療機関で適切な治療が開始されるまでの時間として捉えるべきである。

そのためには、一定の人口規模を目安にしつつも、地理的な配置を考慮して、地理情報システム（G I S^{*}）等の結果を参考に、地理的空白地帯を埋める形で、適切な治療が可能な救命救急医療機関の整備を進める必要がある。

※ G I S (Geographic Information System)

地図に相当する地理情報のデータベースと、表示、案内、検索等の機能を一体とするコンピュータシステムのこと。当該システムの活用により、救急医療機関までのアクセス時間等を計算することが可能となる。

なお、救命救急医療を必要とする患者の発生がそれほど見込めない場合や、十分な診療体制を維持できない場合は、例えば、ヘリコプターで患者搬送を行うといった搬送手段の工夫によりアクセス時間を短縮する等して、どの地域で発生した患者についても、一定のアクセス時間内に、必要な救命救急医療を受けられる体制を構築する必要がある。

今後新たに救命救急医療施設等の整備を進める際には、前記視点に加え、一施設当たりの患者数を一定以上に維持する等して質の高い救急医療を提供することが重要である。

第2 医療機関とその連携

1 目指すべき方向

(1) 適切な病院前救護活動が可能な体制

③ メディカルコントロールによる搬送手段の選択及び適切な医療機関へ直接搬送する体制の実施

(2) 重症度・緊急度に応じた医療が提供可能な体制

- ② 救急医療に係る資源の効率的な配置とアクセス時間を考慮した整備

2 各医療機能と連携

(1) 病院前救護活動の機能【救護】

① 目標

- ・ メディカルコントロールにより、搬送手段を選択し適切な救急医療機関へ直接搬送すること

② 関係者に求められる事項

ア 住民等

イ 消防機関の救急救命士等

- ・ 搬送手段を選定し、適切な急性期医療を担う医療機関を選定し、傷病者を速やかに搬送すること

ウ メディカルコントロール協議会等

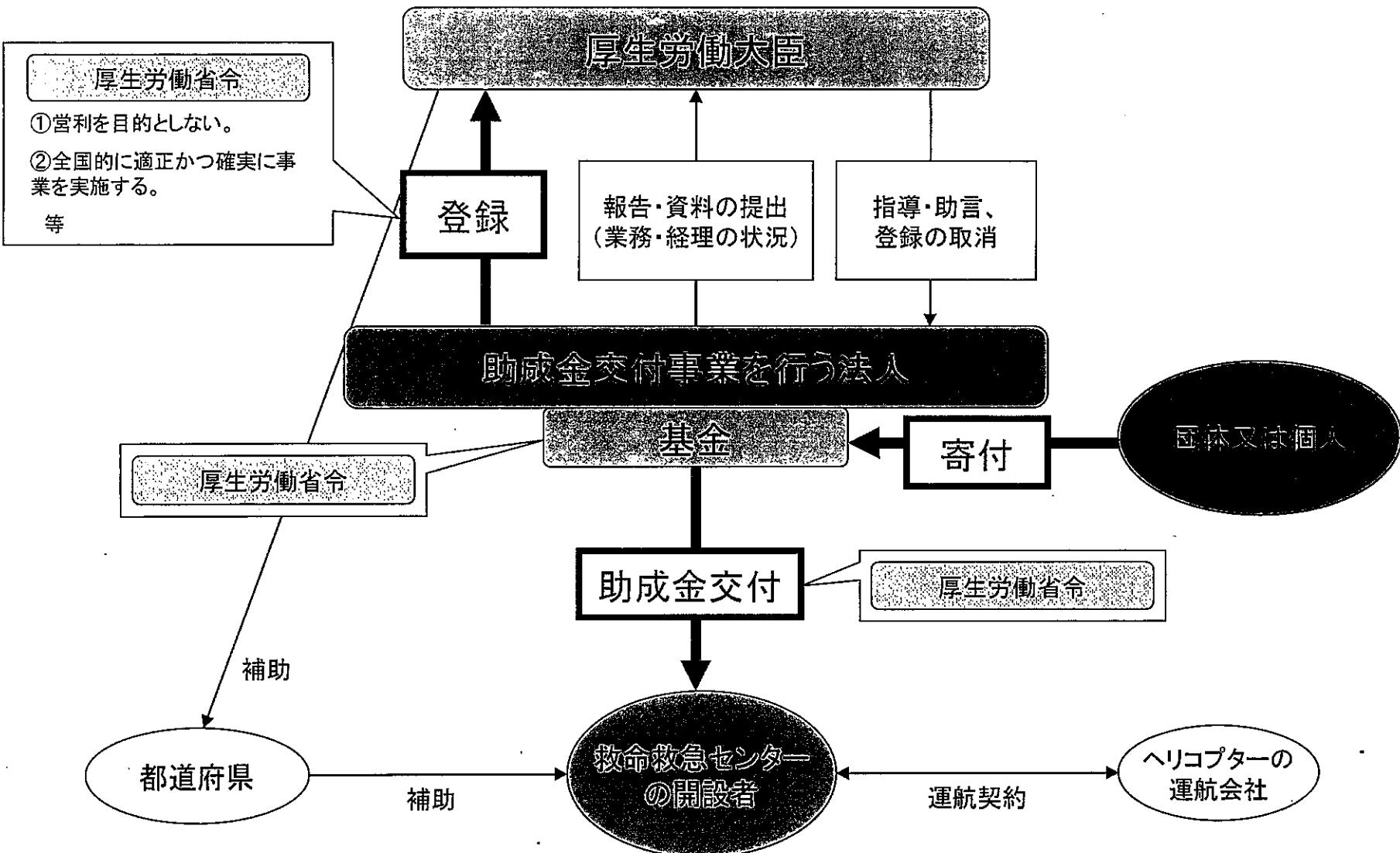
- ・ 搬送手段を選定し、適切な医療機関に搬送するためのプロトコールを策定し、事後検証等によって隨時改訂すること
- ・ ドクターカーやドクターへリ等の搬送手段の活用の適否について、地域において定期的に検討すること
- ・ ドクターへリや消防防災ヘリコプター等の活用に際しては、関係者の連携について協議する場を設け、効率的な運用を図ること

(2-1) 救命救急医療機関（第三次救急医療）の機能【救命医療】

② 医療機関に求められる事項

- ・ 必要に応じ、ドクターへリ、ドクターカーを用いた救命救急医療を提供すること

助成金交付事業制度(概念図)



(前のページより続き)
[公告]

官庁
財團、司法書士・土地家屋調査士懲
戒処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除權決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

(前のページより続き)

省令

○財務省令第十四号

「船員の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十八号)」第二条の規定に伴い、及び国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)第二十二条の規定に基づき、国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

財務大臣 領賀福志郎

国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員宿舎法施行規則(昭和三十四年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「別表第十」を「別表第十一」と改める。

附則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十六号

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三号)第九条第一項、第三項各号及び第十四条の規定に基づき、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に規定する助成金交付事業に係る登録に関する省令を次のように定めること。

平成二十年三月二十六日

厚生労働大臣 外添 票一

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に規定する助成金交付事業に係る登録に関する省令

(助成金交付事業)

第一条 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三号。以下「法」という。)第九条第一項の厚生労働省令で定める事業(以下「助成金交付事業」という。)は、次の各号に掲げる費用に充てるための助成金を交付する事業であつて、營利を目的とするものでないものとする。

一 法第一条に規定する救急医療用ヘリコプター(以下「救急医療用ヘリコプター」という。)の確保及びその運航のための基盤整備に要する費用

一 救急医療用ヘリコプターの運航に要する責任
三 救急医療用ヘリコプターの運航に要する費用
四 救急医療用ヘリコプターの運航に要する調査研究に要する費用

用
図るための措置に要する費用
四 救急医療用ヘリコプターの運航に要する費用

用
図るための措置に要する費用
四 救急医療用ヘリコプターの運航に要する費用

五 医療、法律、会計等に関する知識を有する者であつて当該法人の役員、社員、評議員又は使用人でないものからなる委員会を設置していること。
六 助成金交付事業を適確かつ円滑に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
七 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。
八 社員その他の構成員、役員、評議員又は使用者及びこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族に対して特別の利益を与えないこと。
九 不適正な経理が行われていないこと。
十 当該法人につき法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他の公益に反する事実がないこと。
十一 走款等において、法第十二条の規定により走める基準は、次のとおりとする。

一 基金は、寄附金及び当該基金の運用により生じた収益をもって充てられていること。
二 基金は、寄附金及び当該基金の運用により並びに当該基金の管理及び運用に要する費用以外の費用に充てられていないこと。

三 基金は、助成金の交付及びこれに要する費用並びに当該基金の管理及び運用に要する費用以外の費用に充てられていないこと。

四 助成金の交付に要する費用並びに当該基金の管理及び運用に要する費用の額は、実費を勘案して合理的であると認められるものであること。

五 基金の支出について、次条第五号の委員会の意見を聽取していること。
六 基金の運用状況に關する記録が作成されていること。

(実施状況の報告)
第五条 法第九条第一項の登録を受けている法人は、毎事業年度終過後三月以内に、助成金交付事業の実施状況について厚生労働大臣に報告しなければならない。

十一 走款等において、当該法人が解散した場合にその残余財産が国、地方公共団体又は他の救急医療の充実を目的とする法人に贈与する旨の定めがあること。

十二 走款等において、当該法人が解散した場合にその残余財産が国、地方公共団体又は他の救急医療の充実を目的とする法人に贈与する旨の定めがあること。

十三 法第九条第三項第一号の厚生労働省令で定める基準(以下「法」という。)の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 役員に救急医療に關する識見を有する者が含まれていること。
二 救急医療の充実に資する事業について相当の実績を有すること。

三 助成金交付事業を継続的に実施できると認められる計画を有すること。

附則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十七号

国民健康保険の國庫負担金及び被用者保険等保険料拠出金等の算定等に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第一条第一項並びに第五条第七項及び第八項の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

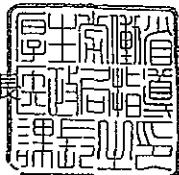
厚生労働大臣 外添 票一



医政指発第0414001号
平成20年4月14日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に規定する助成金交付事業に係る登録に関する省令の施行について

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号。以下「法」という。）については、平成19年6月27日に公布され、同日一部施行されたところであるが、法第9条から第14条までに規定する助成金交付事業を行う法人の登録については、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令（平成20年政令第60号）及び救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に規定する助成金交付事業に係る登録に関する省令（平成20年厚生労働省令第46号。以下「省令」という。）が本年3月24日及び26日に公布され、本年4月1日に施行されたところである。

については、下記について、貴管下の関係団体等に対し、周知方お願いする。

記

1 助成金交付事業に要する費用の種類（省令第1条関係）

省令第1条各号に掲げる費用の具体例は、以下のとおりとすること。

（1）第1号関係

以下に掲げる救急医療用ヘリコプターの確保及びその運航のための基盤整備に要

する費用をいう。

- ① 機体の購入費用、改造費用及びリース費用（予備機に係る費用を含む。）
- ② 基地ヘリポート（法第5条第1項第2号に規定する病院の施設として設置されているヘリポートをいう。）の整備に要する費用、着陸先ヘリポート（法第7条に規定する救急医療用ヘリコプターの着陸の場所として予め設置されているヘリポートをいう。）の整備に要する費用、ヘリコプター用の格納庫の整備に要する費用及び各種ヘリポートにおける夜間照明器具の設置に要する費用
- ③ 給油施設の整備に要する費用及び給油用ヘリポートの確保に要する費用
- ④ 運航司令室の設営に要する費用
- ⑤ ヘリコプターに搭載する医療機器及び無線機器の確保に要する費用

(2) 第2号関係

以下に掲げる救急医療用ヘリコプターの運航に要する費用をいう。

- ① 燃油費
- ② ヘリコプターに搭乗する医師等医療従事者、操縦士、整備士及び運航管理士の人件費
- ③ ヘリコプターの機体の維持管理に要する費用
- ④ ヘリコプターに搭載する医療材料等消耗品の費用及び医療機器の維持管理に要する費用
- ⑤ 運航司令室の維持管理に要する通信運搬費及び光熱水費

(3) 第3号関係

以下に掲げる救急医療用ヘリコプターの運航の円滑化を図るために要する費用をいう。

- ① 運航委員会の開催に要する費用
- ② メディカルコントロールによる救急医療用ヘリコプターの運航に関する検証に要する費用
- ③ 医師、操縦士等ヘリコプターに搭乗する者を対象として行われる救急医療用ヘリコプターに関する研修に要する費用
- ④ 搭乗者の被服等に要する費用
- ⑤ 搭乗者及び搬送される患者の損害補償に要する費用
- ⑥ ヘリコプターの離発着により生じる地域住民等に対する損害補償に要する費用
- ⑦ 見学会、ポスター印刷等地域住民等に対する救急医療用ヘリコプターの普及啓発に要する費用

(4) 第4号関係

以下に掲げる救急医療用ヘリコプターの運航に関する調査研究に要する費用をいう。

- ① G P S (Global Positioning System: 全地球測位システム) を用いた運航に関する研究に要する費用

- ② 夜間飛行の安全の検証に要する費用
- ③ 全国の救急医療用ヘリコプターの運航関係者による共同研究や意見交換会に要する費用
- ④ 病院の機能評価等に要する費用

2 法人の登録申請（省令第2条関係）

法第9条第1項の登録を受けようとする法人（営利を目的としない法人に限る。）は、以下により、申請書及び添付文書を厚生労働省医政局指導課に提出すること。

（1）申請書

以下に掲げる事項を記載すること（申請書様式例参照）。

- ① 法人名並びに代表者の署名（職名・氏名）又は記名押印
- ② 住所、連絡先（電話、FAX、電子メール等）及び担当者氏名
- ③ 申請年月日
- ④ 実施を予定している助成金交付事業の対象となる費用の種類

（2）添付書類

申請書に以下に掲げる書類を添付すること。

- ① 定款又は寄附行為
- ② 法第9条第2項各号に規定する欠格条項に該当しない旨を説明する書類（添付書類1様式例参照）
- ③ 基金が省令第3条第1号から第4号まで及び第6号の基準に適合することを証する書類（以下の事項を記載すること。添付書類2様式例参照）
 - ア 基金の管理者の署名（職名・氏名）又は記名押印（省令第3条第1号関係）
 - イ 基金の構成（同条第2号関係）
 - ウ 基金の使用計画（同条第3号及び第4号関係）
 - エ 基金の運用状況に関する記録の作成とその保存方法（同条第6号関係）
- ④ 法人が省令第4条各号に掲げる基準に適合することを証する書類（以下の事項を記載すること。添付書類様式例3参考）
 - ア 役員の職名・氏名（省令第4条第1号関係）
 - イ 救急医療の充実に資する事業についての実績（同条第2号関係）
 - なお、同号に規定する「相当の実績」とは、少なくとも過去1年間、救急医療に関する事業を実施していることをいう。
 - ウ 助成金の交付に関する計画（同条第3号及び第4号関係）
 - エ 法人に設置する第三者委員会の委員の職名・氏名（同条第5号関係）
 - なお、「同号に規定する医療に関して識見を有する者」とは、例えば、診療に関する学識経験者の団体の代表者等をいう。
 - オ 助成金交付事業を適確かつ円滑に実施するための経理的基礎及び技術的能力（同条第6号関係）
 - カ 各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族である役員の

数（同条第7号関係）

- キ 社員その他の構成員、役員、評議員又は使用人及びこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族に対して特別の利益を与えていないこと（同条第8号関係）
- ク 不適正な経理が行われていないこと（同条第9号関係）
- ケ 法人に、法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（同条第10号関係）

3 実施状況の報告（省令第5条関係。報告書様式参照）

登録を受けている法人は、毎事業年度経過後3か月以内に次の事項について厚生労働省医政局指導課に書面にて提出しなければならない。

（1）基金の収支状況

- ① 基金の年間の収支金額
- ② 寄附を行った団体又は個人の名前
- ③ 寄附が行われた年月日及び寄附の金額
- ④ 基金の支出についての第三者委員会の意見の聴取状況（（2）ウを除く。）

（2）当該事業年度中に実施した助成金交付事業の内容

- ① 助成金交付の対象となった病院名
- ② 対象となった費用の内容及びその金額
- ③ 助成金交付についての第三者委員会の意見の聴取状況

4 登録内容の変更又は登録の取下げ

法人は、上記2の登録内容に変更を生じた場合、又は登録を取り下げる場合、厚生労働省医政局指導課に速やかにその旨を報告しなければならない。

申請書様式例（第2条関係）

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(主たる事務所の所在地)

(法人名)

(代表者の職名・氏名)

印

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第9条第1項に
係る登録の申請について

標記について、別添の書類とともに下記のとおり申請します。

記

実施を予定している助成金交付事業の対象となる費用の種類

1	救急医療用ヘリコプターの確保及びその運航のための基盤整備
2	救急医療用ヘリコプターの運航
3	救急医療用ヘリコプターの運航の円滑化を図るための措置
4	救急医療用ヘリコプターの運航に関する調査研究

(注：以上のいずれかに○を付して下さい（複数可）。)

担当者	職名・氏名	
	連絡先 (電話、FAX、E-mail)	

添付書類 1 様式例

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第9条第2項各号に規定する欠格条項に該当しない旨を説明する書類

平成 年 月 日

(法人名)

(代表者の職名・氏名)

印

以下のとおり相違ありません。

1. 過去における登録取消の有無（どちらかを○で囲んで下さい。）

有 無

2. 1. で「有」に○を付けた場合は、その年月日

平成 年 月 日

3. 1. で「有」に○を付けた場合は、その取消事由（該当するものを○で囲んで下さい。）

- ① 不正の手段による法第9条第1項の登録を受けたため。
- ② 法第9条第3項各号に掲げる要件に適合しなくなったため。
- ③ 法第10条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたため。
- ④ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したため。

4. 1. で「有」に○を付けた場合は、その取消に係る法人の業務を行う役員であった者の氏名及びその者が申請日時点では役員となっているすべての法人名

役員の氏名	申請日時点で役員となっているすべての法人名

添付書類2 様式例

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第9条第3項第1号に規定する助成金交付事業に関する基金の基準に適合することを証する書類

平成 年 月 日

(法人名)

(代表者の職名・氏名)

印

以下のとおり相違ありません。

1. 基金の管理者の職名・氏名

(職名)

(氏名)

2. 基金の構成

直近に終了した会計年度における基金総額（見込みの場合を含む。）

（ 円）

<内訳>

①寄付金 （ 円）

②基金の運用により生じた収益 （ 円）

3. 基金の使用計画（予定額）

① 助成金交付に要する費用 （ 円）

<算定根拠>

③ 基金の管理運用費 (円)

<算定根拠>

4. 基金の運用状況に関する記録の作成とその保存方法

(記載例)

当該基金については、他の預金とは別に口座を設けて管理しており、過去の通帳も全て保存する。

添付書類 3 様式例

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第9条第3項第2号に規定する助成金交付事業を行う法人の基準に適合することを証する書類

平成 年 月 日

(法人名)

(代表者の職名・氏名)

印

以下のとおり相違ありません。

1. 役員の職名・氏名及びその識見に係る経歴等（別添1-1, 1-2）

2. 過去に実施した救急医療の充実に資する事業に関する概要

期間	事業の概要
平成○年～平成△年	救急医療に関するシンポジウムを全国で開催。

3. 助成金の交付に関する計画（予定）

助成金交付時期	助成金交付先	対象となる費用	交付金額
平成○年○月○日	(○○県) ○○救命救急センター	①燃油費 ②普及啓発費	①○○円 ②△△円

4. 第三者委員会の委員の職名・氏名（別添2-1, 2-2）

5. 助成金交付事業を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること

(1) 経理的基礎（可能な限り、直近の3会計年度分の決算書より）

	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
試算合計			
負債合計			
純資産合計			
自己資本比率			

(2) 技術的能力

(記載例)

助成金交付と同様の〇〇事業をこれまで〇年間に渡り実施しており、当法人の職員が〇人が関わってきた。本事業についても〇人体制で取り組む予定である。

6. 各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族である役員の数

①役員の総数（　　人）

②最も人数の多い親族等のグループの人数（　　人）

7. 社員その他の構成員、役員、評議員又は使用人及びこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族に対し、特別の利益供与の有無（以下の項目ごとに、いずれかに〇を付け、「有」とした場合は、その具体的な内容を記載して下さい。）

項目		具体的な内容
①施設の利用	有・無	
②金銭の貸付	有・無	

③資産の譲渡	有・無	
④給与の支給	有・無	
⑤役員等の選任	有・無	
⑥その他財産の運用及び事業の運営	有・無	

8. 不適正な経理が行われていないこと

(記載例)

当法人の監事である〇〇が定期的に監査をしており、適切に経理を行っている。

9. 法人に、法定に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無（以下の項目ごとに、いずれかに○を付け、「有」とした場合は、その具体的な内容を記載して下さい。）

項目		具体的な内容
①法令違反	有・無	
②虚偽、不正等による利益取得	有・無	
③その他公益に反する事実	有・無	

(別添1-1)

名簿(役員)

(平成 年 月 日現在)

役員名	役職名	氏名	生年月日	年齢	性別	住所	職業	続柄
役員名	理事長							
	理 事	"						
	"							
	"							
	"							
	"							
	"							
	"							
	監 事							
	"							
	"							
	"							
	計	名						

(作成上の注意)

1. 役員の全員を記入すること。
2. 職業は具体的に記載すること。
〈例〉当診療所の管理者、当診療所の看護師、他病院医師、大学病院医師、医学生等
3. 続柄は、理事長(本人)との続柄を記載すること。

(別添1-2)

履歴書
(役員)

現住所

氏名(ふりがな)

生年月日

学歴(概ね高校以上)

(注) 医師(歯科医師)については、医師(歯科医師)免許番号、登録年月日を記載すること。

職歴(特に、救急医療の識見に係る経歴について詳細に。)

賞罰(ない場合はなしと記入すること)

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名

印

(別添2-1)

名簿 (第三者委員会)

(平成 年 月 日現在)

役員名	役職名	氏名	生年月日	年齢	性別	住所	職業	続柄
役員名	代表者員	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	計	名						

(作成上の注意)

- 構成委員の全員を記入すること。
- 職業は具体的に記載すること。
〈例〉当診療所の管理者、当診療所の看護師、他病院医師、大学病院医師、医学生等
- 続柄は、理事長（本人）との続柄を記載すること。